令和８年度　遊佐町自主除雪作業支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　集落組織等からなる団体（以下「団体」という。）が、自主的に地区内の生活道路や通学路の除雪を行う場合に、町がその団体に対して助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「生活道路」とは、居住地の周辺道路のうち町長が公共性の高い路線として認めた道路をいう。

（２）「通学路」とは、遊佐町教育委員会が認めた小中学校への通学に供する道路をいう。

（助成対象路線）

第３条　助成の対象となる路線は、次に掲げる個所とする。

（１）除雪指定路線以外の生活道路として使われる路線。

（２）通学路で除雪指定路線以外の歩道。

（３）町長が特に必要と認めた箇所。

（助成対象作業）

第４条　助成の対象となる作業は、団体が小型除雪機械やトラクター等を使用して実施する除雪作業等とする。

（助成金額）

第５条　助成金額は、団体が前条の作業で使用する機械の燃料費相当額とし、稼働機械ごとに１時間あたり１，８００円を助成金額とする。ただし、１団体あたり年間１８０，０００円を限度とする。

（除雪作業計画書）

第６条　助成を受けようとする団体の代表者は、自主除雪作業計画書（様式第１号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（除雪計画承認書）

第７条　町長は、前条の作業計画書を審査し、適切と認めた場合は自主除雪作業計画承認書（様式第２号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第８条　団体の代表者は、自主除雪作業終了後に自主除雪作業実績報告書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

（助成金の支払い）

第９条　町長は、前条の実績報告書を審査し、適切と認めた場合は団体に対し自主除雪作業助成金交付決定通知書（様式第４号）を通知し、助成金として支払う。

（調査及び助成金の返還）

第１０条　町長は、申請内容及び除雪作業に関して調査・指示を行うことができるものとする。また、第１条に規定する趣旨に反する行為があった場合及び作業内容が不適切と認めた場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補足）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月２０日から施行する。